第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

No.	目次	頁	ご意見要旨	本町の考え方	計画への反映					所管課
					反映する	反映済み	今後の参考とする	反映しない	ご質問への回答	
1	第1章 序論	3	全町民参加のアンケートが必要と思う。	町の計画策定にあたり、住民の皆様お一人おひとりのご意見をお伺いすることが理想ですが、現実的には困難です。 だからこそ、町全体の意見を偏りなく公平に把握できる、科学的で客観性の高い調査手法が重要となります。そのため、町では統計的に有効性が確立された「無作為抽出」による調査を基本に実施しております。 この手法は、年齢や性別、お住まいの地域などに偏りなく、社会全体の縮図としてご意見を把握できる科学的で客観性の高い手法です。これにより、声の大きな意見だけでなく、日頃なかなか意見を表明する機会の少ない「物言わぬ多数派」の声も公平にすくい上げることができ、町全体の意向を客観的に推計することが可能となります。 今後も、この無作為抽出によるアンケートを基本としつつ、パブリックコメントや座談会など多様な手法を組み合わせ、皆様のご意見を丁寧に伺ってまいります。				○		企画財政課
2	第2章 社会潮流	8	「少子高齢化・人口減少の深刻化」とあるが、「深刻化」と捉えない方がよいのではないか。社会情勢の変化であり、前向きに、柔軟に対応していくという姿勢を貫く上でも。「少子高齢化・人口減少」に修正してはどうか。	人口減少や少子高齢化は、医療・介護需要の増大や地域の維持など、町の将来に大きな影響を及ぼす現実的な課題であることから、その状況を的確に示すため、「深刻化」という表現は現状のままといたします。 本計画では、人口減少の影響を踏まえつつ、今後の社会動向に柔軟に対応することを基本的な考え方としており、表現の趣旨が否定的な捉え方にとどまらないよう、施策を推進してまいります。				○		企画財政課
3	第2章 社会潮流	11	街路灯や防犯灯の増設と、特に高齢者を対象とした自転車の安全運転講習会などを積極的に開催してほしい。	街路灯や防犯灯ついては、住民の皆様のご意見を伺いながら、おおよそ100m間隔で設置しておりますので、全域的な増設は計画しておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。 一方、幼児・高齢者向けの交通安全施策の取組は重要と認識しており、ご意見をふまえ、計画本文の表現を修正いたします。 （修正内容） 施策④ 交通安全・防犯活動の推進 ○　交通安全対策委員会や防犯推進協議会と協働し、高齢者や幼児向け交通安全教室等の開催や、店舗等での防犯・詐欺被害防止に向けた啓発活動に取り組みます。	○					建設課 防災危機管理対策課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

4	第2章 社会潮流	13	ペーパーレス化も大事なことだが紙の媒体も必要かつ重要だと思う。	町では、行政手続や情報発信におけるデジタル化を進めることにより、利便性の向上、業務の効率化及び環境負荷の軽減を図ることとしております。 一方で、インターネット環境やデジタル機器の利用状況は住民の皆様によって異なることから、紙媒体による情報提供も重要であると認識しており、「基本施策1　未来を見据えた行財政運営」「施策③　誰一人取り残さないデジタル化の推進」に位置づけております。 今後も、広報紙、チラシ、窓口での案内、回覧等を必要に応じて活用し、デジタルと紙媒体それぞれの特性を生かした、分かりやすく確実な情報発信に努めてまいります。		○				総務課
5	第2章 社会潮流	14	ウクライナ情勢だけではなく、アメリカのイラン侵略・関税・世界への干渉、国際条約等の脱退や攻撃など、特に油の高騰はアメリカのイランへの侵略戦争を止めれば解決するのではないか。加筆が必要なのではないか。	ご意見の趣旨は、国際情勢が地域経済に及ぼす影響について、より幅広い要因を踏まえて記載すべきというものと受け止めさせていただきます。 一方で、本計画では、特定の国や個別の国際問題に対する評価・見解を示すものではなく、町の産業や暮らしに影響を及ぼす世界情勢の変化を概括的に示すこととしております。このため、現行案は変更しないこととといたします。 なお、資源価格の高騰、物価上昇及び円安が地域経済に影響を及ぼしていることから、今後も社会・経済情勢の変化を注視しながら、必要な対応に取り組んでまいります。				○		企画財政課
6	第2章 社会潮流	16	町が新設する施設等には、採算性も考慮しながら再生可能エネルギーを積極的に導入すべき。	ご意見を踏まえ、町有施設の新設・更新時には採算性や防災面を考慮し、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を積極的に検討いたします。また、既存施設についても設置可能性を調査し、計画的な導入・拡大について検討いたします。			○			農林環境課
7	第2章 社会潮流	17	小規模な自治体や個人でも取り組める地球温暖化対策や再生可能エネルギーの拡大が重要。	公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、個人住宅への太陽光発電・蓄電池の導入を支援し、家庭におけるエネルギーの自立化を促進いたします。 また、各ご家庭におけるごみの減量化や適正な分別を引き続き推進し、住民の皆様の温暖化防止に対する意識を高めながら、地域全体で環境に配慮した取組の輪を広げてまいります。			○			農林環境課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

8	第2章 社会潮流	18	広域連合が必ずしも良いとは限らない。財政規模に見合った予算編成を行い、特にハコモノに関しては必要最小限にするべき。	ご意見のとおり、人口減少や財政状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、町の財政規模に見合った事業の選択と、公共施設の整備・維持に係る将来負担を十分に考慮することが重要と認識しております。 また、広域連携についても、すべての事務・事業を広域化するのではなく、町が単独で担うべき役割と、近隣自治体等との連携により効率化・効果が期待できる事務・事業を見極めた上で、必要な分野に限り戦略的に推進してまいります。			○			企画財政課
9	第2章 社会潮流	20	行政は「伴走型」ではなく、積極的に先頭に立って牽引してほしい。	行政が主導して地域産業や雇用を牽引すべきとのご意見として受け止めさせていただきます。 町では、主として学生と企業のマッチング交流イベント等を実施し、就業機会の創出を図っております。その後の採用や職場への定着については、各事業所が主体となって取り組むことが基本であり、行政は個々の実情に応じた情報提供や相談対応などの伴走型支援を行うことが適切であると考えております。				○		産業観光課
10	第2章 社会潮流	22	個人への補助だけでなく、町が主体となる公共事業において太陽光発電の導入を加速すべき。	ご意見のとおり、地球温暖化対策を進めるためには、個人や事業者への支援に加え、まずは町が率先して公共施設等への太陽光発電や再生可能エネルギーの導入を進めることが重要と認識しております。今後、施設の特性や費用対効果、維持管理等を検討しながら、国・府の補助制度も活用し、導入可能な施設から計画的に促進してまいります。			○			農林環境課
11	第2章 社会潮流	22	交通網の充実は、高齢者にとっては切実な問題。高齢者の免許返納後の生活に配慮し、誰もが安価で気軽に利用できる公共交通網を早期に整備してほしい。	運転免許返納後の移動手段の確保をはじめ、買い物や通院などの日常生活を支える公共交通の充実は、重要な課題であると認識しております。 そのため、「基本施策8　快適な生活環境づくり」の「施策②　持続可能で誰もが移動しやすい交通環境の確保」に位置づけ、鉄道や路線バス等の地域公共交通の維持・確保を図ってまいります。	○					企画財政課
12	第3章 策定経過	27	計画の参考とした各種アンケートについて回答者数を教えてほしい。	P27に記載のとおり、住民アンケート調査は645件、関係人口アンケート調査は24件、小中学校アンケート調査は596件の回答をいただきました。					○	企画財政課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

13	第4章 基本構想	32	ふるさと教育は、大人や移住者等にも必要なことではないか。	ふるさと教育は、子どもたちだけでなく、大人や移住者を含む幅広い住民の皆様に対して必要な取組と認識しております。 本計画では、「基本施策１　愛着・誇りの醸成と関係人口・国際交流の拡大」の「施策①　まちの魅力を発見・再認識する機会の創出」に位置づけておりますが、ご意見を反映し、当該施策が子どもたちに限らず、大人や移住者を含む幅広い住民を対象とする取組であることが分かるよう、計画本文の表現を修正いたします。 （修正内容） 施策① まちの魅力を発見・再認識する機会の創出 ○　住民が講師となる体験講座の充実等、郷土への愛着を育む機会を創出します。	○					社会教育課
14	第4章 基本構想	34	開かれた行政はたいへん重要なこと。推進してほしい。	住民の皆様に信頼される行政運営のためには、町政に関する情報を分かりやすく提供するとともに、皆様のご意見やご提案をお聴きし、政策形成や施策の改善につなげていくことが重要であると認識しております。 「基本施策2　対話と情報共有で進める住民参画のまちづくり」の「施策①　対話と協働による住民参画の推進」及び「施策②　戦略的な広報・広聴活動の推進」により、開かれた行政運営を進めてまいります。		○				総務課
15	第5章 基本計画	41-50	子どもの行動の背景にある声なき声やサインに目を向け、問題が起きる前の「予防」の視点で、一人ひとりに合った環境を整えることが重要。	子どもの行動だけで判断するのではなく、その背景にある思いや、学校や家庭での様子などを丁寧に捉えることの重要性を認識しております。 ご意見をふまえ、専門的な知見も取り入れながら子どもの状況を多面的に把握し、一人ひとりに合った関わり方や学習環境を工夫して、必要な支援につなげていくという姿勢をより明確にするため、計画の内容を修正いたします。 （修正内容） 施策③ 心身共に健やかな子どもの育成 ○　いじめや不登校の未然防止と子ども一人ひとりの状況に応じた支援に取り組むとともに、教育相談体制を充実させ、誰もが安心して学べる教育環境を整備します。	○					学校教育課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

16	第5章 基本計画	41-50	子どもたちが「言っても変わらない」と諦めてしまうことのないよう、大人がその声を受け止める姿勢が大切ではないか。	子どもたちが「言っても変わらない」と感じることのないよう、まず大人がその声を受け止め、子どもとともに考える姿勢が大切と認識しており、ご指摘の視点は「施策④ 一人ひとりを大切にする環境づくり」に反映しております。 本施策において、安心して試行錯誤や再挑戦ができる環境を整え、経験を重ねる中で、やり抜く力や粘り強さを育む取組を進めてまいります。		○				学校教育課
17	第5章 基本計画	41-50	問題が起きてからの対応だけでなく、子どもが安心して助けを求められる環境をつくる「予防」の視点が教育にも必要ではないか。	問題が起きてから対応するだけでなく、日頃から子どもの小さな変化やサインに気づき、気持ちや困りごとを受け止めることの重要性を認識しております。 ご意見をふまえ、子どもが安心して自分の思いを伝え、必要なときに周囲の大人に助けを求められる関係づくりと環境整備に努める姿勢をより明確にするため、計画の内容を修正いたします。 （修正内容） 施策③ 心身共に健やかな子どもの育成 ○　いじめや不登校の未然防止と子ども一人ひとりの状況に応じた支援に取り組むとともに、教育相談体制を充実させ、誰もが安心して学べる教育環境を整備します。	○					学校教育課
18	第5章 基本計画	41-50	乳幼児期にコロナ禍などを経験した子どもたちの育ってきた背景も理解し、画一的ではない、一人ひとりに合った関わり方が必要。	ご指摘の視点は、「施策② 主体的・対話的で深い学びの実装」に反映しております。子どもたちが育ってきた環境や経験、発達段階、学習上のニーズは一人ひとり異なります。 こうした違いを踏まえ、個々に応じた指導や支援を工夫しながら、個別最適な学びの具体化を進めてまいります。		○				学校教育課
19	第5章 基本計画	41-50	子どもの行動を変えようとするだけでなく、その背景にある困りごとを理解し、子どもを取り巻く「環境を変える」視点が重要。	専門的な相談・支援の仕組みも活用しながら、子どもの行動だけで判断せず、その背景にある困りごとや、学校・家庭での様子などを丁寧に把握することの重要性を認識しております。 ご意見をふまえ、子どもへの関わり方や学習環境を工夫し、一人ひとりに合った学びや支援を進めるため、計画の内容を修正いたします。 （修正内容） 施策③ 心身共に健やかな子どもの育成 ○　いじめや不登校の未然防止と子ども一人ひとりの状況に応じた支援に取り組むとともに、教育相談体制を充実させ、誰もが安心して学べる教育環境を整備します。	○					学校教育課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

20	第5章 基本計画	41-50	子どもの主体性や多様性、権利を尊重し、子ども自身が探求していく学びが意欲や学力向上につながるのではないか。	子どもの主体性や多様性、権利を尊重し、一人ひとりが自ら問いをもち、試行錯誤しながら探究する学びを進めることが大切と認識しており、ご指摘の視点は「施策② 主体的・対話的で深い学びの実装」に反映しております。 本施策により、主体的な学びを推進するとともに、その基盤となる学びに向かう意欲や、粘り強く取り組み、最後までやり抜く力などの非認知能力の育成に努めます。		○				学校教育課
21	第5章 基本計画	41-50	教員個人の努力に頼らず、学校全体で子どもを支え、教員自身も安心して働ける仕組みづくりが必要。	教員個人の努力に頼るのではなく、学校全体で子どもを支える体制づくりを進めることの重要性を認識しております。 ご意見をふまえ、教職員が安心して相談や協力をし合える職場環境を整え、心理的安全性と同僚性の向上を図るため、計画の内容を修正いたします。 （修正内容） 施策⑥ 学校運営体制の整備と学びを支える教育環境の充実 ○　教育ＤＸの推進や外部人材の効果的な活用、教職員の資質向上、部活動の地域連携等を通じた教職員の働き方改革を一体的に推進します。また、教職員が安心して働き、生きがいを感じられる環境づくりを進め、持続可能で質の高い学校運営体制を確立します。	○					学校教育課
22	第5章 基本計画	41-50	子どもも大人も大切にされるまちづくりが、町の魅力向上につながる。魅力ある町には、「住み続けたい」「いつか戻ってきたい」「応援したい」「住んでみたい」と思う人も、少しずつ増えていくのではないか。	ご意見のとおり、子どもも大人も一人ひとりが大切にされ、安心して暮らし、学び、活躍できる環境を整えることは、町への愛着や魅力の向上につながる重要な取組であると考えます。 この考え方は、本計画において反映しており、子ども・子育て・教育をはじめ、産業、交流、福祉、地域協働など各分野の取組を通じて、誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍できるまちづくりを進めてまいります。		○				企画財政課
23	第5章 基本計画	41-50	主体性を尊重する教育の先進事例を参考に、与謝野町にも新たな教育の選択肢を設けてほしい。	他地域の先進事例や各種調査の結果を分析し、子どもたち一人ひとりの強みや課題、学習状況を把握した上で、主体的に学べる教育活動を推進いたします。また、地域の人材や自然・文化などの資源を生かし、与謝野町の実情に応じた教育活動の充実に努めてまいります。 いただいたご意見は、これらの施策を具体的に進める上で参考とさせていただきます。			○			学校教育課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

24	第5章 基本計画	43	妊娠→出産→子育ての施策に重点が置かれているが、妊娠以前の教育、情報提供から始めるのが重要ではないか。その意味では施策④を最初に持ってくる方が流れが良い。	施策の掲載順序については、様々なご意見があるかと思われますが、本計画では、「妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない」支援を実現することを基本としており、施策の掲載順もこのライフステージの進行に合わせて整理しております。 具体的には、「施策① 母子の健康づくりの推進」から始まり、妊娠・出産、子育て期を経て、「施策④次世代の親への学びの機会創出」で次世代の親となる世代への学びへとつなげていく構成としております。ご理解いただきますようお願いいたいたします。				○		子育て応援課
25	第5章 基本計画	43	施策④「次世代の親への学びの機会創出」は「次世代」ではなく、「親になる」というような表現の方がよいのではないか。「出産前の人」や「高校生等」だけではなく、現役中堅世代にも、高年齢になるにつれ妊娠率の低下や出産リスクの増大が進むことをしっかり理解してもらう必要があると思う。また男女を問わずこのような教育、啓発活動は重要。 さらに「創出」は新しいものをつくり出すことを強調するような表現ですので、「提供」の方がよいのでは。	ご意見いただいたとおり、妊娠や出産に関する知識は、男女や年齢を問わず全ての世代にとって重要であると認識しております。「次世代」という表現には、これから親になる可能性のある若い世代だけでなく、現在親になることを考えている世代なども広く含んでおり、特定の世代に限定する意図はございません。「出産前の人」という表現も、年齢に関わらずこれから出産を考えるすべての方を対象としております。 また「創出」という表現については、本計画では、既存の取組を継続して「提供」するだけでなく、社会状況の変化や多様なニーズに対応するため、新たな学びの機会を積極的に「創出」していくという意思を込めて、この言葉を使用しております。ご理解いただきますようお願いいたいたします。				○		子育て応援課
26	第5章 基本計画	44-47	町の課題である虐待件数に対し、基本施策3・4の中で包括的に対応するのだと思うが、「子どもへの虐待をなくすため」と明示してはどうか。	本町においても、児童虐待は喫緊の課題であると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、「子どもへの虐待をなくす」という視点を計画に明示するため、ご提案のとおり文言を修正いたします。 （修正内容） 施策② 子ども・家庭に応じた支援と連携の強化 ○　関係機関との緊密な連携のもと、個々の子どもや家庭の状況に応じ、虐待・貧困等の相談支援体制の強化を図ります。	○					子育て応援課
27	第5章 基本計画	45	一時預かりや休日保育の実施にあたっては、手続きの簡素化や職員の充実が不可欠。	一時預かりや休日保育を安定的に実施するためには、ご指摘のとおり、利用しやすい手続きや、保育士・職員の確保といった体制の充実が不可欠であると認識しております。 いただいたご意見も踏まえ、「施策① 多様なニーズに応じた幼児教育・保育サービスの充実」において検討してまいります。			○			子育て応援課
28	第5章 基本計画	48	住民の意見にある「子どもたちが経済状況や生活環境等に左右されることなく、文化・芸術やスポーツに触れ、豊かな感性や健やかな心身を育むことのできる機会を充実してほしい」に、全面的に賛同する。	ご意見に賛同いただきありがとうございます。関連施策を推進し、優れた文化・芸術に触れ、表現し、創造する学びを充実させるとともに、すべての子どもが多様な運動やスポーツに親しめる機会の充実に取り組んでまいります。		○				学校教育課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

29	第5章 基本計画	51-61	基本施策5のもとに基本施策1～4があるのではないか。基本施策5を最初に配置してはどうか。	ご意見のとおり、「基本施策5　魅力ある働く場の創出」は、仕事分野における最も大きな課題に対応するものです。本計画では、町内に魅力ある働く場が少ないことが、若者層の町外流出を招く大きな要因となっていることも課題として整理しております。 このため、仕事分野における施策の体系を分かりやすく示す観点から、「基本施策5　魅力ある働く場の創出」を最初に配置するよう変更いたします。	○					企画財政課
30	第5章 基本計画	54-55	丹後米の品質向上と海外市場への輸出拡大、生産者団体・企業・行政による独自販売ルートの構築、スマート農業の導入、若手農家育成と農地集約による大規模経営の推進等を進め、農業の高付加価値化と農家所得の向上を図るべき。	本町農業の高付加価値化と農家所得の向上は、持続可能な農業を実現するための最重要課題であると、本町としても同じ認識をしております。 ご意見いただきました内容は、「基本施策2　持続可能な農林業の振興と農山村づくり」に掲げる複数の施策の方向性と合致するものであり、計画の中で具体的に推進していくこととしております。 農家所得を安定させることが持続可能な農業につながるものと考え、これまで取り組んできた自然循環農業を核とした環境にやさしい農業を展開することで町農業の高付加価値化を目指したいと考えております。 ブランド化、輸出等の独自販売ルートの開拓、スマートな農業の実践については、町内ですでに取り組んでおられる農業者の方と連携しながら、取り組まれる方が増えるよう農業振興をしていきたいと考えております。 農地の効率的な保全については、大規模化も一つの手段でありますが、大規模農家だけでは行き届かない農道水路などの農業基盤の維持のため、多様な担い手の参画を促すことも進めて行きたいと考えております。		○				農林環境課
31	第5章 基本計画	55	各種支援においては、資金的な援助が重要。	意欲ある農業者の皆様が、安心して新たな挑戦や規模の拡大に取り組める環境を整えるためには、安定した経営基盤を支える資金的支援が不可欠と認識しており、「基本施策2　持続可能な農林業の振興と農山村づくり」に掲げる各種施策を推進してまいります。 事業の立案にあたっては、農家の皆様がどのような支援を求めているのかを定格に把握し、国や京都府が実施する補助事業も最大限に活用しながら、本町独自の支援策も含め、検討してまいります。		○				農林環境課
32	第5章 基本計画	55	「施策⑤　住民と育む森林の多面的機能の推進」について、P20に森林の課題が具体的に書かれているのに対し、取組が消極的に見える。何か具体的手立ては示せないのか。	「施策⑤　住民と育む森林の多面的機能の推進」にあたっては、住民団体等の意見を反映させながら、森林環境譲与税を財源とした事業を立案してまいります。		○				農林環境課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

33	第5章 基本計画	62-70	基本施策8のもとに基本施策6、７が続くのでは。基本施策8を基本施策6、7の前に配置してはどうか。	基本施策6、基本施策7、基本施策8は、相互に関連する並列の関係で、配置順によって施策の優先順位や位置づけを示すものではないため、現行の配置のままといたします。 なお、各施策はそれぞれ独立したものではなく、相互に関連しながら推進してまいります。				○		企画財政課
34	第5章 基本計画	63	「施策②　自然保護活動の推進」について、住民主体ではなく町が主体となるべきではないか。	「施策②　自然保護活動の推進」に掲げる「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来へつなぐ条例」については、「住民主体」または「町主体」のいずれか一方に限定する考え方ではなく、町が必要な施策を実施しつつ、住民、地域団体、事業者、関係自治体等がそれぞれの役割を果たして協働する仕組みとして定められています。 ご意見をふまえ、計画の内容を修正いたします。 （修正内容） 施策②　自然保護活動の推進 「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来へつなぐ条例」に基づき、阿蘇海をはじめとした地域の豊かな自然環境を守っていくことへの機運を高めるとともに、行政と住民が一体となった自然保護活動を推進します。	○					農林環境課
35	第5章 基本計画	64	30年後、50年後まで与謝野町がインフラの整備を続けた時に、その時の町民１人当たりの負担がどれくらいあるのか。 生活拠点を集約することでインフラに係るコストを削減し、財政の安定化や福祉・医療サービスの維持を図るべきではないか。	町民一人当たりの負担については、将来の人口、利用状況、施設の整備・更新内容、国・府の財政支援、物価や人件費等の変動など、今後の前提条件に左右される要素が多く、現時点で一律に算出して計画に示すことは困難です。 また、町として、一定の地域を生活拠点として意図的に集約することを前提とはしておりません。 いただいたご意見は、将来の財政負担の検証、インフラの維持管理、公共施設のあり方及び福祉・医療サービスの持続性を検討する際の参考とさせていただきます。			○			企画財政課
36	第5章 基本計画	64	与謝野町のように地域も広く人口も少ない自治体では上下水道の独立採算はできないと思う。数年ごとに使用料を上げるか、一般会計からの繰り入れを続けるか、国や府に交付金をお願いするしか方法がない。抜本的な制度設計のやり直しをする以外に赤字経営を立て直す方法はない。	料金収入の減少や施設老朽化への対応など、上下水道事業が極めて厳しい経営環境にあることは、ご指摘のとおりであり、本町としても深刻な課題であると認識しております。 本計画に掲げる「施策⑥　上下水道事業の持続可能な経営基盤づくり」により、将来にわたり安定的にサービスを供給できる体制の構築に努めてまいります。		○				上下水道課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

37	第5章 基本計画	68-69	新たな生活拠点を形成し、地域の利便性と賑わいを創出するため、京都府立医科大学付属北部医療センター周辺に、商業施設、保育施設、介護サービス施設、健康増進施設等を誘致などを誘致すべきでは。	京都府立医科大学付属北部医療センター周辺に新たな生活拠点を形成するというご提案については、現時点において、一定の生活利便性やにぎわいが生まれているエリアであると認識しております。 これは、同センター周辺に立地する京都府立看護学校のリニューアルについて町から京都府に働きかけた結果、商業施設の進出などにつながり、地域の利便性向上やにぎわいの創出という成果が現れたものです。 今後も、地域の医療・福祉資源等との連携を図りながら、周辺地域の利便性やにぎわい創出に努めてまいります。			○			企画財政課
38	第5章 基本計画	69	広域連合・公民連携は小さな自治体にとり、全てが有効な手段とは思わない。	広域連携については、すべての事務・事業を広域化するのではなく、町が単独で担うべき役割と、近隣自治体等との連携により効率化・効果が期待できる事務・事業を見極めた上で、必要な分野に限り戦略的に推進いたします。 一方、公民連携については、限られた行政資源を有効に活用し、住民、事業者、行政がそれぞれの強みを生かして地域課題の解決に取り組むため、小規模な自治体であるからこそ重要な手法であると考えております。本計画においても、住民、事業者、行政が対等なパートナーとして対話し、役割を分担する持続可能な仕組みを構築することとしております。 以上のことから、広域連携及び公民連携については、それぞれの特性や効果を十分に見極め、町の実情に応じて取り組んでまいります。			○			企画財政課
39	第5章 基本計画	72	合併から20年を経ても残る庁舎問題や旧町間の融和避けて通れない重大な問題。	庁舎については、住民の皆様の利便性を確保しつつ、スリムで効率的な運営体制を構築することが急務となっております。 また、旧町単位の意識を超え、与謝野町全体としてのアイデンティティや一体感を再構築していく取組も求められております。 これらの課題について、住民の理解と合意形成を大切にしながら、庁舎のあり方の検討や、町全体の一体感の醸成に向けた取組を推進してまいります。		○				企画財政課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

40	第5章 基本計画	74-75	天橋立・伊根・舞鶴を結ぶ広域観光ネットワークを形成し、地域全体の観光消費額を拡大するため、広域観光ルート造成や共通チケット・予約システム導入、観光協会・事業者による共同マーケティングの実施、広域イベント（食フェス、海の祭典、スポーツ大会等）の開催などを進めるべき。	ご意見のとおり、天橋立・伊根・舞鶴などの観光地と本町の観光資源を結ぶ広域観光ネットワークの形成は、周遊・滞在型観光を促進し、観光消費額の拡大を図る上で重要であると考えております。 そのため、本計画においても、「施策④　広域連携による戦略的な観光プロモーションの展開」及び「施策③　観光の推進体制強化とデジタル活用の推進」を位置づけております。 いただいた広域イベントの開催や共通チケットの導入などの具体的なご提案については、費用負担や運営主体等の課題を整理しながら、関係機関と連携して実現可能な取組から段階的に検討を進めてまいります。 本町としましては、広域観光の中で与謝野町が単なる通過点とならないよう、豊かな自然や歴史、食、織物などの強みを生かし、滞在・体験につながる魅力ある観光地域づくりを進めてまいります。			○			産業観光課
41	第5章 基本計画	75	各項目に「支援」とあるが、町が主体となってやるべき。	ご意見の趣旨は、町が主体となって観光施策を推進すべきとのご指摘であると受け止めさせていただきます。 本計画における「支援」は、補助金等の財政的支援のみを意味するものではなく、町による事業の企画・調整、関係機関との連携、情報発信、受入環境の整備など、行政が主導的に行うべき役割を含むものです。 「施策①　地域の強みを活かした体験・体感型観光コンテンツの創出」及び「施策②　まちの魅力を体験・体感できる交流拠点の拡充」については、町が主体的に方向性を示し環境整備や調整を行う一方、観光コンテンツの造成や交流拠点の実際の運営等については、観光協会、地域団体、民間事業者等の専門性や活力を生かし、官民協働で進める考え方としております。 あわせて、「施策③　観光の推進体制強化とデジタル活用の推進」及び「施策④　広域連携による戦略的な観光プロモーションの展開」に掲げる推進体制の強化や広域的なプロモーションなど、町が先頭に立って推進すべき施策を着実に展開してまいります。				○		産業観光課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

42	第5章 基本計画	76-77	若年層・子育て世帯の移住定住を促進するため、公営・民間賃貸住宅の供給拡大、老朽化した空き家の町による買い上げ・除却、除却後の土地の段階的な再開発、移住者向けワンストップ窓口の整備、自治会・学校・企業との連携による地域参加支援など、移住者への支援体制を強化すべき。	若年層・子育て世帯の移住定住を促進するためには、住まいの確保をはじめ、移住に伴う経済的負担の軽減や、移住後の地域への定着に向けた支援が重要であると認識しております。 住まいの確保については、本計画の「施策③ 移住者の住まい環境の充実・確保」に位置づけているとおり、空き家バンク制度への物件登録促進や利活用に向けた取組を進めております。また、子育て世帯に対しては、「子育て世帯移住定住促進支援補助金」により、住まいの確保に係る経済的負担の軽減を図っております。 一方、老朽化した空き家の町による買上げや除却、除却後の土地の再開発については、取得や除却に係る費用に加え、その後の管理・活用にも多額の財政負担が生じることから、町が直接実施することは考えておりません。ただし、老朽化した空き家の除却については、所有者による自主的な対応を促進するため、既存の「老朽空家等除却費補助金制度」による支援を行っております。今後も空き家バンク等を通じた民間での流通や利活用の促進と併せ、空き家の適正な管理や除却を促してまいります。 移住相談体制については、「施策①　切れ目ない移住・定住支援の推進」に掲げるとおり、令和6年度に産業観光課内に設置した「よさの移住・定住サポート総合窓口」のワンストップ機能をさらに強化し、相談から定住まで一貫したサポート体制を整えてまいります。今後も関係部署や受入地域等と緊密に連携しながら、相談者一人ひとりの状況に寄り添った対応に努めてまいります。		○				産業観光課
43	第5章 基本計画	76	移住だけではなく、現在町内に住んでいる方が転出しなくてもよい環境づくりが必要ではないか。	ご意見のとおり、町外からの移住促進だけでなく、住民の皆様がまちに愛着を持ち、将来にわたって住み続けられる環境を整える（転出を抑制する）ことは、人口減少対策における根幹の課題であると認識しております。 ご指摘の点は、本計画が目指すまちの姿そのものであり、計画全体の最上位に掲げる将来像として「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」の実現を目指すこととしております。実現に向けては、移住定住施策のみならず、魅力ある雇用の場の創出、子育て・教育の充実、地域医療・福祉の確保、快適な生活基盤の維持など、各分野の施策を横断的かつ総合的に推進してまいります。		○				企画財政課
44	第5章 基本計画	82	保険料や使用料は安くする必要がある。	国民健康保険の保険税や後期高齢者医療制度の保険料は、医療保険制度を適正に運営するために必要なご負担を収入の状況に応じてお願いしているものです。医療費の増加や人口減少の影響もあり、年々増加傾向にありますが、現行の保険税、保険料の負担についてご理解をお願いいたします。				○		保健課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

45	第5章 基本計画	82	京都府府立医科大学付属京都府立医科大学付属北部医療センターの安定経営のため、国に財政支援や医師・看護師らの確保策を強く求めるべき。	京都府立医科大学付属北部医療センターは、京都府が設置し、学校法人が運営する施設であるため、国に対する財政支援や医師・看護師等の確保に関する要望は、京都府が行うものとなりますので、ご理解をお願いいたします。 一方で、北部地域の中核病院である同センターの医療提供体制の整備・充実（施設改修、医師確保など）については、毎年度、京都府に対して要望活動を行っております。また、宮津市・伊根町・与謝野町共同でで同センターへの医師・看護師確保のための奨学金制度や、医療技術者確保のための奨学金返済支援を行っております。 なお、本計画では、「基本施策1　健康・福祉を支える人材の育成と確保」の「施策①　人材の育成・確保」及び「施策④　地域医療体制の確保・充実」として位置づけております。		○				保健課
46	第5章 基本計画	84	健診の受診率向上のため、楽しく受けられる工夫や検査項目の充実をお願いしたい。	健診の受診率向上のため、楽しく受けられる工夫や検査項目の充実についてのご提案は、今後の取組の参考とさせていただきます。 住民の皆様に健診を受けていただくには、健診の案内や予約受付、健診会場において、安心して気持ちよく検査を受けていただけるよう、分かりやすく、丁寧な対応をさせていただくことが重要であると考えております。 一方で、検診項目については、国の指針等に基づき、必要に応じて見直しや追加を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。			○			保健課
47	第5章 基本計画	91	「施策② 人権が尊重される社会の推進」について、収入の高低による格差も含めてほしい。	収入の高低など経済的な状況によって、不利益な扱いや差別は生じることのない社会づくりは、人権尊重の観点から重要であると認識しております。本施策では、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指しており、ご意見の趣旨も含まれるため、計画本文への追記は行いませんが、今後の人権教育・啓発等の取組を進める中で、大切な視点として受け止めてまいります。		○				住民税務課
48	第5章 基本計画	94	「賢く縮む」だけでなく「賢く伸ばす」視点も必要。	ここでいう「賢く縮む」とは、単に取組やサービスを縮小するという意味ではなく、限られた資源を有効に活用し、必要な分野や機能を見極めて、暮らしの質やまちの魅力を維持・向上させることを含む考え方です。したがって、「賢く縮む」には、ご意見の「賢く伸ばす」視点も含んでいるものと考えております。		○				企画財政課
49	第5章 基本計画	94	耐用年数を迎える施設を多数抱える中、住民の利便性を確保しつつ、公共施設の適正配置・管理と効率的な運営体質の構築には、町・関係者・住民との対話が最優先になる。	ご意見のとおり、本計画においても、公共施設の複合化や最適化は、住民の皆様の理解と合意形成を図りながら計画的に推進することとしております。		○				企画財政課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

50	第5章 基本計画	97	政策の課題や目標を共有しながら対話の場を作ることは、町制の基本と考える。私たちが、町に要望・お願いなどをするときにはどのような方法があるのか教えてほしい。例えば、直接役場に行きお願いをする、街角町役場に投書をする、議会にお願いするなど。また京都府や国にお願いをする手段も教えてほしい。	住民の皆様と政策課題や目標を共有し、対話を重ねながら町政を進めることは、協働によるまちづくりの基礎となる重要な取組であると認識しております。 町、京都府、国へのご意見、ご提案、要望等については、内容に応じて、次のような方法によりお寄せいただくことができます。 ●与謝野町： 担当課窓口、電話、郵送、電子メール、町ホームページの問合せ・意見受付、広聴事業等 ●与謝野町議会：議員への相談のほか、請願・陳情等 ●京都府：京都府の担当部署、府民意見提出手続、広聴窓口等 ●国： 所管する省庁・機関の相談窓口、意見募集手続等。国の制度・施策に関する相談については、 地域選出の国会議員等への相談・要望 なお、町が所管する事項については、まず内容に関係する担当課へご相談いただくことで、制度の説明や対応の可否を含め、より円滑なご案内が可能です。町としても、町民の皆様に意見・提案の提出方法を分かりやすくお知らせするとともに、対話や意見交換の機会の充実に努めてまいります。					○	総務課
51	資料編	102	計画策定に関わる各種会議等の委員について、選定の経過や基準を教えてほしい。	計画策定の中心となる与謝野総合計画審議会については、構成する団体等を町で選定し、その団体から推薦をいただいた方に委員を委嘱しております。 なお、総合計画審議会は、与謝野町総合計画審議会条例に基づき設置し、委員16名及びオブザーバー1名で構成しております。					○	企画財政課
52	資料編	111	カタカナ語をできるだけ日本語で表記してほしい。また、読みづらい箇所があるので、文字を大きくするなど配慮してほしい。	ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後、計画書や関連する広報物を作成する際には、できる限り平易で分かりやすい言葉を用いるよう努めます。また、やむを得ず専門用語等を使用する場合には、注釈や説明を加えるなど、誰もが内容を理解しやすいよう工夫してまいります。 あわせて、文字の大きさやレイアウトにも十分配慮し、より読みやすく、必要な情報が分かりやすく伝わる広報物の作成に努めてまいります。	○					企画財政課
53	その他	―	観光・移住・地域振興・農業の施策を連携させ、地域全体の持続的発展を実現すべき。	ご意見の趣旨は本計画の方向性に含まれており、今後も各分野の施策を連携させながら、地域全体の持続的な発展を図ってまいります。		○				企画財政課
54	その他	―	第3次総合計画 (案) に対する意見募集は、全町民が対象であると思うが、投稿数及び全町民に対する投稿率は何%か。	第3次総合計画（案）に対する意見募集を行った結果、5人の方から57件のご意見をいただきました。令和7年国勢調査人口18,036人に対する意見提出者の割合は、約0.03%となります。					○	企画財政課

第3次与謝野町総合計画(案)への意見に対する本町の考え方について

55	その他	―	「8年後のすがた」の根拠は。希望的目標なのか。	「8年後のすがた」は、計画終了時における各基本施策の「めざすべき姿」として示しているものであり、単なる希望的な目標ではございません。その内容は、町の現状や第2次与謝野町総合計画の検証・分析を踏まえるとともに、住民アンケート、よさのみらい会議、総合計画審議会など、計画策定の過程で寄せられた意見や思いを集約し、住民と行政が共有する将来の姿として整理したものです。 したいまして、「8年後のすがた」は、実現に向けて各施策を計画的に推進し、その進捗や成果を確認していくための、計画終了時点における目標像として位置づけております。					○	企画財政課
56	その他	―	まちの目標、それに係る社会の変化や課題、基本理念、分野別まちづくり方針、基本施策と並んでいるが、この間の関係性に関する記載があまりないため、どのような問題からどのような課題を取り上げ、それに対してどのように考えて計画を策定しているのかという流れが今ひとつ分かりにくい。	ご意見を踏まえ、現状・課題の整理から基本理念、方針、施策に至る考え方がより明確に伝わるよう、計画書の構成や説明を工夫するとともに、可能な箇所に考え方を補足するなど、分かりやすい計画となるよう努めてまいります。	○					企画財政課
57	その他	―	法令上は別として65歳以上を高齢者として扱うのは現実的では無いように思う。むしろ経験豊富で智慧のある人材（高慧者（こうけいしゃ））として積極的に活用するというスタンスを出していくのがよいのではないか。生産年齢人口（15-64歳）は2025年9,039人（49.5%）から2035年6,951人（46.0%）に減少すると予測されているが、15歳から74歳までは2025年11,955人（65.5%）から2035年は9,487人(62.8%)と減少率は少し小さくなる。この層を中核活動層として現役で活躍してもらうような施策も考えられるのではないか。現行案では、いわゆる高齢者は、福祉や健康維持、生きがいづくりの対象としてしか扱われていないように感じた。	ご意見のとおり、年齢のみで高齢者を一律に捉えるのではなく、豊富な経験や知識を持つ人材として、地域や社会の中で活躍いただく視点は重要と認識しております。 本計画では、住民がまちづくりを自分ごととして捉え、自ら課題解決に向けて行動することや、住民、事業者、行政が対等なパートナーとして役割を分担することを掲げております。 ここでいう「住民」には高齢者も含まれており、幅広い世代が、それぞれの経験や能力を生かして地域活動やまちづくりに参画し、活躍できるよう取組を進めてまいります。また、多様な主体が協働して行う地域課題の解決に向けた主体的な活動を支援することとしており、高齢者も地域のまちづくりを担う重要な主体として位置づけております。		○				企画財政課